

事 務 連 絡
平成 3 1 年 4 月 2 3 日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官付

避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査について（依頼）

平素より、公立学校施設の整備充実に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成 28 年に発生した熊本地震では、多くの学校施設が身近で重要な避難所として大勢の地域の方々に活用された一方で、トイレや電気の確保などに様々な不具合や不便が発生したところです。その後、取りまとめられた有識者会議による提言※を踏まえ、文部科学省では、防災部局が中心となって教育委員会等と連携し、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能等を明確化するとともに、優先順位をつけて整備するよう学校設置者に対し求めています。

ついては、別添の実施要領のとおり調査を実施しますので、域内の市区町村教育委員会等に対して調査票の作成を依頼し、取りまとめるとともに、所管する都道府県立学校分と併せて提出願います。

なお、本調査については、内閣府（防災担当）を通じて各都道府県の防災担当部局に対しても協力を依頼することとしていることを申し添えます。

※ 「「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言」（平成 28 年 7 月 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

問合せ先	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 参事官付施設防災企画係 Tel 03-5253-4111（内線 3184）
------	---

「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」実施要領

1. 調査の目的

学校施設における防災機能の向上の観点から、避難所となる公立学校施設の防災機能の整備状況等を把握・分析し、避難所としての防災機能強化の推進に役立てる。

2. 調査事項

- ・調査Ⅰ 防災担当部局との連携・協力体制の構築状況
- ・調査Ⅱ 指定避難所としての指定状況及び学校施設利用計画の策定状況
- ・調査Ⅲ 避難所関係施設・設備の整備状況

※調査項目の詳細は別紙による。

※施設・設備によっては防災担当部局が設置している場合等もあるため、回答に当たっては、防災担当部局と十分な情報共有を図っていただくようお願いします。

3. 調査対象

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校

※災害等の影響により回答が難しい場合は適宜相談ください。

※休校中の学校や、自然災害等により学校施設の全てが使用できない学校（仮設校舎、他校の施設、学校以外の施設を使用している学校）は対象外とします。

※分校も対象とし、1校として計上してください。

※小中一貫型小学校・中学校は、2校として計上してください。

※義務教育学校、中等教育学校は施設一体型、施設分離型に関わらず以下のとおり計上してください。

- ・義務教育学校1～6学年：小学校1校として計上
- ・義務教育学校7～9学年：中学校1校として計上
- ・中等教育学校前期課程：中学校1校として計上
- ・中等教育学校後期課程：高等学校1校として計上
(施設一体型の学校では、重複して計上することになります。)

4. 調査時点 平成31年4月1日時点での状況

5. 提出資料 【提出様式】防災機能調査票

※都道府県集計用に【参考様式】都道府県作業用を添付しますが、必ずしもこの様式に沿って作業をしていただく必要はありません。(提出不要)

6. 提出期限 令和元年7月5日(金) 17時

7. 提出方法

各都道府県において、域内市区町村立学校分及び都道府県立学校分の調査結果を取りまとめ、調査票を電子メールにて御提出ください。

提出先 : bousai@mext.go.jp

件名 : 【〇〇△△】防災機能調査の回答について

添付ファイル名 : 【〇〇△△】防災機能調査票.xlsx

(〇〇は都道府県番号、△△は都道府県名を記入)

調査Ⅰ 防災担当部局との連携・協力体制の構築状況

Ⅰ-1 緊急提言においては、「学校における防災機能強化の取組を推進するため、防災施策を総括する防災担当部局が中心となって、教育委員会の関係者間の連携を促進し、適切な協力体制を構築する必要がある」とされています。地域防災計画や防災マニュアル等における教育委員会等と防災担当部局の役割を明確化など、連携・協力体制の構築状況を学校設置者ごとに1つ「○」を記入してください。

- ・学校ごとに状況が違う場合は半数以上の学校が該当している選択肢、いずれの選択肢も半数に満たない場合は「⑤上記以外」を選択してください。
- ・事務組合については、「⑤上記以外」を選択してください。

① 連携・協力体制を構築していない。

(②～⑤は連携・協力体制を構築している前提で選択してください)

② 地域防災計画等でそれぞれの役割を明確化している

③ 現在、地域防災計画等でそれぞれの役割を明確化することを検討している

④ 現在、地域防災計画等でそれぞれの役割を明確化できていないが、今後明確化する予定（都道府県等における災害規模や避難規模等の見直しが済み次第検討する見込みであるものに限る）

⑤ 上記以外

調査Ⅱ 指定避難所としての指定状況及び学校施設利用計画の策定状況

Ⅱ-1 所管の学校数等について伺います。

(1) 所管の学校数を記入してください。

(2) (1)のうち、災害対策基本法において「指定避難所」に指定されている学校数を記入してください（「指定避難所」とは、災害対策基本法第四十九条の七（指定避難所の指定）に該当するものをいう。）。ただし、同法に基づく指定が行われていない場合は、従来からの都道府県又は市区町村いずれかの地域防災計画に基づく「避難所」も本調査の対象とし、学校数に計上してください。

Ⅱ-2 避難所としての学校施設の利用計画の策定状況について伺います。

(1) 避難所としての学校施設の利用計画*を策定している学校数を記入してください。

- ・Ⅱ-1(2)（指定避難所に指定されている学校数）の内数として回答してください。

※地域住民の円滑な誘導や避難となる学校施設の効果的な活用のため、災害時に校舎及び屋内運動場、校庭等をどのように利用するか定めた計画で、教育活動の再開を見据えて地域住民に開放する部分とそれ以外の部分を区分した上で、避難者の居住スペースや避難所運営に必要なスペースを設定してあるものとします。例えば、「避難所の居住スペースとして屋内運動場を使用し、避難所運営スペースとして屋内運動場に隣接する校舎1階の普通教室を使う」など、避難所として使用する空間・スペースを設定している場合は、学校施設の利用計画を策定しているものとします。

同様の趣旨・内容のものであれば、あるものとしてください。

(2) (1)のうち、障害者や高齢者等の要配慮者*が避難する場所として、和室や保健室、教室など特別なスペースを設定している学校数を記入してください。

※災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）

(3) (1)のうち、着替えや授乳など男女のニーズの違い等によるプライバシーに配慮したスペースを設定している学校数を記入してください。

- ・簡易間仕切り壁等によって区画する場合を含みます。

調査Ⅲ 避難所関係施設・設備の整備状況

（共通事項）

※ Ⅱ-1(2)（指定避難所に指定されている学校数）の内数として回答してください。

※ 児童生徒、職員及び地域住民等が避難し、救援物資が届き始めるまで又は救助されるまでの段階（生命確保期：避難直後から数日程度）において機能することを想定して回答してください。

Ⅲ-1 災害時用の水、食糧又は毛布等を備蓄している倉庫やスペースについて伺います。

(1) 備蓄倉庫等が学校の敷地や建物内にある学校数を記入してください。

- ・他の用途と兼用している室やスペースを確保している場合を含みます。

(2) 学校敷地内にはないが、近隣の学校や防災庁舎、民間事業者との協定等により備蓄体制を確保している学校数を記入してください。

- ・飲料水のための協定等の場合は除きます。（Ⅲ-2(2)に該当するため）

Ⅲ-2 災害時の飲料水の確保について伺います。

- (1) 飲料水を確保することが可能な耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等が学校敷地内にある学校数を記入してください。
 - ・高架水槽や受水槽等で耐震対策を行い、災害時に飲料水の確保ができるものも含まれます。
 - ・プールの浄水装置には持ち運び可能なものを含みます。
 - ・ペットボトル等の備蓄によるものは除きます。
- (2) (1)に該当しないが、近隣施設との協定等により飲料水を確保できる学校数を記入してください。
 - ・ペットボトル等の備蓄によるものは除きます。
- (3) (1)(2)に該当しないが、避難者が利用するための飲料水（ペットボトル等の備蓄によるもの）を確保している学校数を記入してください。

Ⅲ-3 災害時に利用可能な自家発電設備等の非常用電源について伺います。

- (1) 災害時に利用可能な自家発電設備、太陽光発電設備等、蓄電池のいずれか一つ以上を保有している学校数を記入してください。
 - ・自家発電設備は、持ち運び可能なものを含みます。（石油類やガスを利用した発電機）
 - ・太陽光発電設備等は、再生可能エネルギー設備等（太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備、燃料電池）を含みます。なお、停電時に単独運転が可能なものとします。
 - ・屋内消火栓等の非常電源（火災用）は除きます。
- (2) (1)に該当しないが、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、自家発電設備等を優先して利用できることとなっている学校数を記入してください。

Ⅲ-4 避難所となる学校施設の要配慮者のための段差解消について伺います。

- ・(2)(4)について、スロープ等には車椅子用昇降機を含みます。
 - ・(2)(4)について、同一敷地内の隣棟を経由する等により段差が解消されている、あるいは段差がないように設計されている場合を含みます。
- (1) 避難所が開設された際に、要配慮者が体育館を利用することが想定される学校数を記入してください。
 - (2) (1)のうち、学校内で、外部から要配慮者が利用する主たる空間（アリーナ等）までのいずれかの経路において、スロープ等により段差を解消している学校数を記入してください。
 - (3) 避難所が開設された際に、要配慮者が校舎を利用することが想定される学校数を記入してください。
 - (4) (3)のうち、学校内で、外部から要配慮者が利用する主たる空間（和室や保健室、教室など）までのいずれかの経路において、スロープ等により段差を解消している学校数

を記入してください。

Ⅲ-5 避難所となる学校施設の多目的トイレ（車椅子対応）等について伺います。

- ・多目的トイレ等でなくても、車椅子利用が可能なトイレを含みます。（一般のトイレのトイレブースを広げて車椅子利用を可能としている場合等。）
 - ・同一敷地内の隣棟にある多目的トイレ等が容易に利用可能な状況にある場合を含みます。
- (1) 【自動入力】避難所が開設された際に、要配慮者が体育館を利用することが想定される学校数（Ⅲ-4(1)の数）を記入してください。
 - (2) (1)のうち、要配慮者が利用する体育館又はその体育館の隣棟に多目的トイレ等を設置している学校数を記入してください。
 - (3) 【自動入力】避難所が開設された際に、要配慮者が校舎を利用することが想定される学校数（Ⅲ-4(3)の数）を記入してください。
 - (4) (3)のうち、要配慮者が利用する校舎又はその校舎の隣棟に多目的トイレ等を設置している学校数を記入してください。

Ⅲ-6 災害時に通信可能な設備や装置について伺います。

- (1) 災害時に通信可能な設備や装置を設置している学校数を記入してください。
 - ・防災行政無線、災害時優先電話、MC A無線（マルチチャンネルアクセス無線）、衛星電話、災害用PHS及び災害時に使用できるインターネット用接続口等。
 - ・単方向通信のものを含みます。
- (2) (1)のうち、相互通信ができる設備や装置を設置している学校数を記入してください。

Ⅲ-7 災害による断水時のトイレ対策について伺います。

- (1) マンホールトイレを設置している学校数を記入してください。
- (2) (1)に該当しないが、断水時にプールの水や雨水等を洗浄水として使用できるトイレを設置している学校数を記入してください。
 - ・配管の工夫等により使用できる場合を対象とし、バケツリレーで使用する場合は除きます。
- (3) (1)(2)に該当しないが、携帯トイレや簡易トイレ等を確保している学校数を記入してください。
 - ・生命確保期（避難直後から数日程度）に利用できるものに限ります。
 - ・近隣の公共施設や民間事業者との協定等により簡易トイレや仮設トイレ等を優先的に利用できるようになっている学校を含みます。

Ⅲ-8 災害時に利用可能なガス設備等について伺います。

- ・ガスを燃料とした自家発電設備は除きます。(Ⅲ-3(1)に該当するため)
- ・ガス設備は、災害時に利用可能な調理設備、炊き出し設備、空調設備、暖房器具等とします。

(1) 災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校数を記入してください。

- ・災害時に利用可能なL P ガス設備が設置されている学校及び、中圧ガス配管を敷地の中まで引き込み、災害時に利用可能なガス設備が設置されている学校を対象とします。
- ・ガス設備は、持ち運び可能なものを含みます。(カセットコンロ及びカセットボンベ等については(3)に記入する。)
- ・通常時に都市ガスを利用している学校において、災害時にL P ガスを使えるよう、ガス変換器の接続口を整備している場合を含みます。

(2) (1)に該当しないが、民間業者との協定等により、L P ガス設備やL P ガスを優先して利用できることとなっている学校数を記入してください。

(3) (1) (2)に該当しないが、カセットコンロ及びカセットボンベ、薪やペレット等を燃料とした設備のいずれかを確保している学校数を記入してください。